

総務常任委員会記録

令和5年 第3回定例会	
1 日 時	令和5年 8月 1日 (火) 午前10時00分 開会 午前11時00分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	藤田 義昭 委員長 大貫 桂一 副委員長 佐藤 誠 委員 舘野 裕昭 委員 大貫 毅 委員 鈴木 敏雄 委員 津久井 健吉 委員 横尾 武男 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	大島 久幸 議長 小島 実 副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	湯澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	1名

総務常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
秘書室	秘書室長	益子 則男	1名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	9名
	危機管理監	星野 栄一	
	総合政策課長	斎藤 史生	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	柏熊 隆夫	
	地域課題対策課長	大場 隆光	
	デジタル政策課長	柿沼 紀子	
	地域課題対策担当	北島 礼弘	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	篠原 宏之	7名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	小泉 宏	
	税務課長	鈴木 智久	
	納税課長	小林 春彦	
	行政経営課長補佐	高橋 洋一	
	契約検査課長補佐	亀山 努	
市民部	市民部長	福田 浩士	5名
	生活課長	佐藤 美樹子	
	協働のまちづくり課長	松島 貴行	
	市民課長	青木 康子	
	人権・男女共同参画課長	斎藤 正幸	
経済部	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	2名
	農政課長	池澤 美紀子	
環境部	廃棄物対策課長補佐	渡邊 教生	1名
会計課	会計管理者	渡辺 富夫	1名
議会事務局	議事課長	渡辺 稔近	1名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	湯澤 紀之	1名
監査委員事務局	監査委員事務局長	仲田 順一	1名
消防本部	消防長	若林 雄二	6名
	消防総務課長	渡邊 靖	
	予防課長	曾篠 伸次	
	地域消防課長	大島 賢一	
	警防救急課長	稗田 隆	
	通信指令課長	永岡 和也	
合 計			36名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 78号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について
- 2 議案第 80号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 3 議案第 81号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 4 議案第 82号 工事請負契約の締結について
- 5 議案第 83号 字の廃止及び字の区域の変更について
- 6 議案第 84号 字の区域の変更について
- 7 議案第 86号 鹿沼市印鑑条例の一部改正について
- 8 議案第105号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）について
- 9 陳情第 4号 G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合にむけて、ジェンダー平等達成のために女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情

令和5年第3回定例会 総務常任委員会概要

○藤田委員長 それでは、開会に先立ちましてお願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話願います。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託された案件は議案8件、陳情1件であります。

それでは、早速、審査を行います。

はじめに、議案第78号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第78号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、関係予算の内容についてご説明いたします。

「令和5年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計（第6号）」と入っている冊子になりますが、その3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

上段の、15款 国庫支出金、2項 1目 総務費国庫補助金、2,866万7,000円の増につきましては、マイナンバー関連業務に対応するため、会計年度任用職員に係る人件費の財源として計上するものであります。

下から2段目、19款 繰入金、2項 3目 公共施設整備基金繰入金、6,639万2,000円の増につきましては、本補正予算に計上いたしました市民文化センター大ホールの舞台照明の調光操作卓機器更新や酒野谷地区の農道整備等の財源として、基金からの繰り入れを行うものであります。

その2段下の、10目 地方創生基金繰入金、1,000万円の増につきましては、花木センターの魅力向上を目的とした企業版ふるさと納税を活用し、花木センターの西側丘陵地に花を植栽する事業の財源として、基金からの繰り入れを行うものであります。

その下の、11目 財政調整基金繰入金、9,000万円の増につきましては、歳出予算に計上した各事業の財源として、基金からの繰り入れを行うものであります。

7ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

上段の、2款 総務費、1項 1目 一般管理費、2,791万9,000円の増につきましては、マイナンバー関連業務に対応するため、会計年度任用職員に係る人件費を計上するものであります。

中段の、3項 1目 戸籍住民基本台帳費、234万7,000円の増につきましては、マイナンバーカードのカード情報の変更手続を、全コミュニティセンターに拡充するために統合端末を導入する費用等を計上するものであります。

9ページをお開きください。

2段目の、4款 衛生費、1項 7目 墓地埋葬費、180万円の増につきましては、斎場の電気料の単価が当初の見込みを大きく上回る状況になったことを受け、電気料を増額するものであります。

11ページをお開きください。

一番下の、14款 予備費、150万2,000円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 この歳入のほうの、4ページの一番下の段で、繰入金、公共施設整備基金繰入金で、市民文化センターと、あと、もう一つおっしゃっていました。

もう少しちょっと詳しく教えていただければ。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

公共施設整備基金の所管が行政経営課でありますので、私のほうから説明させていただきます。

今回公共施設整備基金、基金としてあるのですが、その財源を活用して、一般財源のほうに移動して、今回の工事の内容の財源として充てるということになっております。

それで、文化センターの調光操作卓改修ということは、大ホールの照明のシステム装置が故障していることによる交換ということで、所管は教育委員会になっているのですが、そういうことで、私のほうで内容をちょっと聞いております。

あとは農道整備ということで、酒野谷地区の農業農村整備事業の設計の工事に充てるということに、等になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

○鈴木委員 私あるので、もう少し。

○藤田委員長 はい、では鈴木委員。

○鈴木委員 今、10ページの斎場費の180万円、いわゆるこの光熱費が、電気代が上がったということで、これ、燃料なんかは増額ということはないのですか、これは。

○藤田委員長 佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

今回は電気料の単価が、当初予算を計上したときから、倍近く電気料の単価が上がったということで、今回は電気料だけの補正となっております。

ほかの燃料費については、今のところは大丈夫な見込みではあるのですが、今後の燃料費の動向によっては、不足する場合にはまた改めて補正のほうをさせていただければと思っております。

以上で説明を終わります。

- 藤田委員長 ほかに質疑はありませんか。大貫委員。
- 大貫委員 4ページの住民戸籍台帳費国庫補助金、これはマイナンバーに關与する会計年度任用職員の人件費に対するものということでしたけれども、これは、人数はどのぐらいなのかと。
- あと、8。
- (「一つ一つやって」と言う者あり)
- 大貫委員 8ページ、では、大丈夫です。
- 藤田委員長 はい、では執行部の説明をお願いいたします。
- 大貫委員 それで、人数と、これ期間とかというのはどういうふうに、単年度のものなのか、はい。
- 藤田委員長 では、改めまして、執行部の説明をお願いします。青木市民課長。
- 青木市民課長 市民課長の青木です。よろしくお願いいたします。
- ただいまの大貫委員の質問にお答えいたします。
- マイナンバーカード業務に係る会計年度任用職員、こちらのほうの人件費は、11名分の人件費となっております。
- 期間であります、令和5年4月から令和6年3月までとなっております。
- 以上で答弁を終わります。
- 藤田委員長 ほかに質疑はありませんか。大貫委員。
- 大貫委員 これは、人件費は100%国が見るということによろしいですか。
- それで、この11人というのは、算出の根拠というか、かなり職員、マイナンバーで負担がかかっているということですが、この11人というものの算出の根拠みたいなもの、もしわかれば。
- 藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。小泉人事課長。
- 小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願いいたします。
- まず、積算の根拠ですが、人数につきましては、既にこの4月から働いて、前年度に引き続き、働いていただいておりますので、その方々の継続ということで、11人という人数になっております。
- あと、内訳につきましては、1日当たりの単価が、報酬で6,917円、1日当たりですね。
- それが20日、それが12カ月の11人ということで、予算額で、1,826万880円。
- そのほか、時間外勤務や、期末手当、勤勉手当、期末手当ですね、あとは、通勤費用弁償、あとは社会保険料等、合わせまして、2,791万9,000円ということで計上しております。
- 以上で説明を終わります。
- 藤田委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。
- (「ちょっと待ってて」と言う者あり)
- 藤田委員長 大貫委員。
- 大貫委員 これ、あれ、2,700、これには何かいろんな事務的な経費も含めて、2,800万円になったのということなのですね。
- あと、これは100%、国庫補助なのですか。

- 藤田委員長 はい、小泉人事課長。
- 小泉人事課長 人事課長の小泉です。
すみません、金額が、2,791万9,000円ですね。
こちらにつきましては、あくまでも人件費分だけということになっております。
それで、国の補助率ですが、こちら100%ということになっております。
以上で説明を終わります。
- 藤田委員長 わかりましたか。
- 大貫委員 はい。
- 藤田委員長 よろしいですか。
- 大貫委員 はい。
- 藤田委員長 はい。
ほかに質疑はありませんか。
よろしいですか。
では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。
議案第78号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
〔異議なし〕という者あり
- 藤田委員長 ご異議なしと認めます。
したがって、議案第78号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。
次に、議案第80号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いします。網行政経営課長。
- 網行政経営課長 行政経営課長の網です。
議案第80号 損害賠償の額の決定及び和解につきまして、ご説明いたします。
議案資料、議案第80号の「事故の概要」をご覧ください。
よろしいでしょうか。
〔はい〕という者あり
- 網行政経営課長 今回の議案の事故につきましては、令和2年5月22日金曜日、市役所の第3駐車場におきまして、市内在住者が、市役所から自分の車に戻ろうと、スロープを横切ったとき、転倒し、負傷したことに対しまして、損害賠償の額を111万2,127円と定め、和解するためのものであります。
なお、市の過失割合については、5割であります。
以上で、議案第80号 損害賠償の額の決定及び和解についての説明を終わります。
- 藤田委員長 執行部の説明は終わりました。
質疑のある方は順次発言を許します。では、佐藤委員。
- 佐藤委員 あ、ちょっと待ってください。
- 藤田委員長 では、いいですか。鈴木委員。
- 鈴木委員 これは市役所内の施設で生じた事故については、保険か何か、加入しているのですか、これは。
- 藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

市が所有する、使用する、管理する、そういった施設の保険としまして、市民総合賠償補償保険というものがございまして、鹿沼市はそちらに加入しております。

その保険において対応ということでの今回の示談の予定になっております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員 もう一つ。

○藤田委員長 もう一つ、はい、鈴木委員。

○鈴木委員 これ、斜めのスロープで、見にくい場合もあるでしょうけれども、その後、この何か対策はされたのですか、これ。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

現在はスロープと駐車場の間の境目のところに、柵を設置しまして、事故後速やかにですね、柵を設置しまして、そこは横切れないような状態で対応のほうをいたしました。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 この相手方の住所とお名前が書いてあるのですけれども、年代というものはお答えいただけますでしょうか。

あと、この負傷というのは、どういった程度のものなのか、説明を求めます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

相手方、私のほうの説明の中で、相手方のお名前から、市内在住者というお話をしたのですが、そちらの理由を説明させていただきます。

今回、常任委員会ですね、公開の場でありますので、個人の特定がされないように配慮しまして、市内在住者と説明したところであります。

それで、けがの具合なのですが、横切った際にちょっと転倒、転んだということで、左足のくるぶし、外側のくるぶしの骨折と右足については、小指のつけ根の部分的な骨折ということで話を伺っております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 年代についてなのですから、そちらはどうでしょうか。

○網行政経営課長 すみません、年代も公開の場でありますので、個人の特定がされないようにということで、ちょっと私のほうからは説明を控えさせていただければと思います。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 漏れてしまったって、では、これ自分、この住所と名前を読んだら、個人情報漏洩になってしまうのですかという話になるのですけれども、まあ、いいですよ、そこは。

では、ちょっと追加で聞いていきますけれども、この今の左足、右足云々というのは、当然、医師の診断が出されたものだとはい。

なので、何かそっち、もううなずいてしまっているから、それはいいのですけれ

ども。

あと、この事故発生が令和2年ですから、大分今までかかっていますので、その時間がかかった理由というものが一つと。

これ自分も、これずっと何年か見ていて、これが危ないということは自分が気づけなかったという意味では反省もしているのですけれども、さりとて、こういうもので転んだだけでも、やはり市というものは、これ50%の過失割合ですけれども、これはどういう判断で、全部が悪くないというのはわかるのですけれども、やはり、では、ここで転んでしまったら、50%ということは、この示していただいている写真の、もっと道路沿いのところにも段差があるわけですよ。

ここだって、では、ここを越えて転んだら、半分は市の責任が発生するのかなという意味では、3年かかった理由というものと、過失割合のその根拠という背景をご説明を求めます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

事故発生につきましては、令和2年の5月22日ということで、その後、時間がかかった経過でございますが、足首の骨折なものですから、ギブスを固定してということで、ちょっと完治のほうに時間がかかったということと。

あと、相手方から損害賠償の請求の相談とか、そういうものがきた経過が令和4年の11月、そちらで初めて話し合い、損害賠償についての話し合いが始まりました。

それで、令和5年、現在まで、令和5年の5月の段階で、過失割合5割ということの話になりまして、その後、6月20日の段階で示談案の承諾回答ということで、相当時間がかかったのが、相手方の完治を待ったということと、それからの請求受領のやりとりということで、経過のほうがかかってしまいました。

もう1点ですね、過失割合の5割についてということなのですが、当初、そのスロープのところですね、注意喚起のために、スロープと舗装、駐車場部分、ちょっとポールが一部ついておりました。

そういったところの安全管理上、問題があったというところの分析などで、市の損害賠償責任があるということで認めて、5割・5割と。

相手方の前方不注視ということもあるのですが、ちょっと境目のところの認識がしにくかったというところの責任を、市のほうとして考慮しまして、5割・5割ということになりました。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

このけがされた方ね、お気の毒だと思うのですけれども、もちろんこの報告に対して異を唱えるつもりはないのですけれども、では、その令和2年5月22日にこの方は間違はなくそこでけがをされたということの証明ということはどうなるのでしょうか。

当時何か、いろんな方が見ていて、当時は市の責任云々はなしで、「けがされちゃって大変だね」って、救急車なり呼ばれていってそれで終わってしまっていて、しばらくたったなら市役所に「どうしてくれるんですか」という話になったのかなと思うのですけれ

ども、当時本当にこの令和2年5月22日というときはどういう状況だったのでしょうか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

事故当時ですね、駐車場の整理員ということで、鹿沼市から委託したシルバー人材センターの方が、どうしても来庁者の方の車の誘導になるので、どちらかといえば東側の、入り口のほうで駐車場整理しておりました。

それで、そちらの方が、転倒している市内在住者の方、転倒しているのが気づいて、「どうしました？」ということで寄っていきまして、それで、当時の所管部署である公共施設活用課、今行政経営課なのですが、前身が公共施設活用課になるので、公共施設活用課の職員2名が現地のほうに行きまして、その方と直接話もされました。

それで、ちょっと足を、ちょっと押さえているような状態だったので、ちょっと状況とか確認して、それで、救急車の必要性とか確認されたのですが、本人がお断りになって、「自力で帰ります」ということで、お帰りになりました。

それで、その後ですね、5月28日に、その方からメールがありまして、「こういう事故になったんです。どうなんでしょう」という話で、初めて事故が気づいて、その後、すぐお会いして、おけがされたお見舞いとかもしまして、それで、ちょっとどういう状況かという話をしまして、それで、そういうところから、令和4年の損害賠償請求、損害賠償の話し合いに広がったという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

では、その50対50の話に戻るのですけれども、これは何か、一般的には、判例によってのものなのか、市のほうから申し入れて、「当方にも半分責任がございます」ということを言ったのか、過失割合が決まっていく流れと根拠というものの、詳しい情報を求めます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

今回の事故につきましては、保険のほうを入れておりますので、保険が、先ほど説明しましたけれども、市民総合賠償補償保険というところに入れておまして、そちらのほうで、弁護士の方にも委任しまして、それで、鹿沼市と市内在住者、直接ではなくて、お互い弁護士同士の話し合いということになりました。

それで、弁護士同士の話し合いの中で、全国の判例等でどういう状況かというのも、弁護士同士で確認して、5割・5割が妥当であろうというお互いの弁護士の納得の上でということの経過で決まっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第80号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 81 号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。松島協働のまちづくり課長。

○松島協働のまちづくり課長 協働のまちづくり課長の松島です。よろしくお願ひいたします。

議案第 81 号関係の資料をご覧ください。

「事故の概要」についてであります。令和 4 年 8 月 18 日、戸張町地内におきまして、国道 121 号線及び市道 5270 号線との T 字路交差点におきまして、市民部職員が運転する軽乗用自動車から国道に右折する際、国道を南進してきた普通乗用車と衝突をし、双方の左前方部分が破損したものでございます。

過失割合につきましては、市側が 9 割となっております。損害賠償といたしまして、170 万 7,521 円を支払い、和解するためのものでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。

では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 81 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 82 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。亀山契約検査課長補佐。

○亀山契約検査課長補佐 契約検査課長補佐の亀山です。よろしくお願ひいたします。

議案第 82 号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

鹿沼市一般廃棄物最終処分場第 2 期埋立地整備工事後の事後審査型条件付き一般競争入札の結果、神谷・川上特定建設工事共同企業体が税込み 4 億 67 万 5,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 もう、この処分場の第 2 期整備工事で、これが完成すると、あとどのぐらいもつのか。

それで、その後、これはもういつか満杯になるのですけれども、その後はどういうふうな計画でやるのか、お聞きしたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊廃棄物対策課長補佐。

○渡邊廃棄物対策課長補佐 廃棄物対策課長補佐の渡邊と申します。よろしくお願ひいたします。

施工のほうの担当課でございますので、私のほうからご説明させていただきます。

まず第1期工事における埋立て期間が平成5年から平成19年ということで、最初設定されていたのですが、この15年間の埋立てにつきまして、約30年ということで延命をすることができました。

不断の努力に加えまして、市民の皆様のごみの分別ですとか、そういったご協力の賜物と思っております。

今後、埋立て予定期間につきましては、一応算定上11年、おおむね11年ぐらいの状況で考えているところなのですが、これまでも増して延命ができるような形で、適切な維持管理のほうに努めてまいりたいと思います。

それで、跡地利用に関しましては、当初、施設整備計画、いわゆる環境アセス等々で、総合公園というような形での計画というのが載ってはいるのですが、何分灰の埋立て地でございます、建築物等々の設置というのが困難でありますことですから、その上で、その当時の協議から時間経過もかなりたつてございますので、生活環境の変化等々、市民の皆様のニーズも当然ながら変化していると思いますので、今後有効な跡地計画が、跡地活用ができますように、改めて地元の皆様と、今回の2期工事分が満了になる頃、またご相談をしながら検討してまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。では鈴木委員。

○鈴木委員 第2期整備工事が、それでは11年間見通している、跡地のことについてはわかりましたけれども、その跡地つくるのはいいのですけれども、ごみは毎日出るわけですから、その後はどのようにお考えになっているのか、それをお聞きしたかったわけですが。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊廃棄物対策課長補佐。

○渡邊廃棄物対策課長補佐 廃棄物対策課長補佐の渡邊です。よろしくをお願いします。

質問にお答えいたします。

その後の計画ということで、多分次の、次期計画という形になるのかなと思うのですが、焼却炉のほうの延命化が、まずもって終わりました、今回粗大ごみ処理施設のほうの延命化も終わりました。

それで、次に控えていますのが、こちら側の最終処分場のほうの延命と申しますか、というところになるわけなのですが、一旦ここで一区切りのつけれる形にはなるのかと思うのですが、これも未来永劫にわたって使えるということでは当然ございませんので、ただいまちょうど過渡期であるというふうに私どもは認識しているのですが、今後鹿沼市の環境行政、要は、処理施設等々を含めた環境行政について、どうあるべきなのかというのを、今まさに検討を始めていくというような必要性が徐々に近づいているのではないかと考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

では別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第82号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号については、原案どおり可とすることに決しました。
次に、議案第 83 号 字の廃止及び字の区域の変更についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いします。齋藤総合政策課長。

○齋藤総合政策課長 総合政策課長の齋藤です。よろしく願いいたします。

議案第 83 号 字の廃止及び字の区域の変更について、ご説明いたします。
本件は、引田地内の土地改良事業により圃場整備された土地の字名を現況に合うよう、
見直しを図るためのものです。

現在、令和 6 年度までを事業年度とします県営引田地区土地改良事業が実施されてお
ります。

この事業の実施により、これまで区画の小さかった水田が大きな区画に改良されると
ともに、付随する農道や水路なども再整備されました。

これにより、現況に合わない字の区域が生じたため、引田土地改良区の意向を踏まえ、
現況に合わせて字の区域を変更、廃止するものであります。

市町村の区域内の字を廃止、変更する際は、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づ
きまして、市町村議会の議決を経て定めることから、提出するものです。

以上で、議案第 83 号 字の廃止及び字の区域の変更についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。

では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 83 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 84 号 字の区域の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤総合政策課長。

○齋藤総合政策課長 総合政策課長の齋藤です。

議案第 84 号 字の区域の変更について、ご説明いたします。

本件は、深津地内で現在造成中の鹿沼インター産業団地の用地造成事業で整備される
土地の字名を現況に合うよう、見直しを図るためのものです。

現在、令和 7 年度までを事業期間とします鹿沼インター地区用地造成事業が実施され
ております。

本事業の実施によりまして、事業区域内の土地が産業団地として新たに区画が整備さ
れております。

これにより、現況に合わない字の区域が生じるため、栃木県企業局の意向を踏まえま
して、現況に合わせて、字の区域を変更するものであります。

市町村の区域内の字を変更、廃止する際は、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づ
き、市町村の議会の議決を経ることから、提出するものであります。

以上で、第 84 号 字の区域の変更についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 84 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 84 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 86 号 鹿沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。青木市民課長。

○青木市民課長 市民課長の青木です。

議案第 86 号 鹿沼市印鑑条例の一部改正について、ご説明をいたします。

新旧対照表の 1 ページと 2 ページをお開きください。

条例の主な改正内容は、2 点ございます。

まず、1 点目は、マイナンバーカードを利用した窓口での印鑑登録証明書の交付を可能にするものです。

現在、マイナンバーカードをお持ちの方については、コンビニのマルチコピー機、いわゆるキオスク端末に、マイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

一方で、窓口においては、印鑑登録証、いわゆる印鑑登録カードの提示においてのみ、証明書の交付が可能となっており、マイナンバーカードを利用した証明書の交付はできません。

この取り扱いの違いを解消し、市民の利便性の向上を図るため、窓口においてもマイナンバーカードを利用した証明書の交付を可能にするため、新たに条例第 14 条に第 2 項として、その手続を追加いたします。

改正内容の 2 点目につきましては、総合窓口システムの導入に伴い、本人確認書類の提示を求めるものです。

市では、市民に「書かせない窓口」を実現するため、4 月から申請者に代わって申請書や届出書を作成する機能を備えた「総合窓口システム」を導入しております。

システムの導入以前は、証明書を交付する際、印鑑登録カードの提示のみで申請書を受け付けておりました。

しかしながら、システムの導入後は、申請書の作成を代行する手続上、本人確認を行う必要があることから、運転免許証や健康保険証の提示を任意で求めています。

これを条例第 14 条第 3 項として、新たに追加することにより、本人の確認書類の提示の根拠を条例に位置づけるものです。

その他の改正箇所につきましては、引用する法律の題名や用語を整理するものであり、実質的な改正内容ではございません。

最後に、施行期日につきましては、最短での制度開始とするため、議決後の翌週の月曜日に当たる 8 月 14 日からの制度開始を予定しております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 86 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号については原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 105 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号) についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長、半田です。よろしくお願ひいたします。

議案第 105 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号) についてのうち、関係予算の内容についてご説明いたします。

お手元の「令和 5 年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計 (第 7 号)」と入っている冊子になりますが、その 3 ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

15 款 国庫支出金、2 項 1 目 総務費国庫補助金、1,800 万円の増につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰の支援策として実施中の省エネ家電購入支援事業を増額して実施するための財源といたしまして、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を計上するものであります。

以上で、「令和 5 年度一般会計補正予算 (第 7 号)」のうち、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 この省エネ家電、エアコンについては、この間の議員全員協議会でも説明がありましたので、大体わかりましたけれども、この地方創生臨時交付金のですね、今まで国がいろいろ手を打ってきたわけですが、これをですね、今までの流れを簡単にちょっと説明していただければありがたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤総合政策課長。

○齋藤総合政策課長 総合政策課長の齋藤です。よろしくお願ひします。

新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金、こちら令和 2 年度から始まってございまして、今年度、令和 5 年度につきましては、4 億 8,885 万 5,000 円、こちらが今年度、国のほうが示されている金額となっております。

そして、6 月の補正で 4 億 5,600 万円、こちらは低所得者世帯の支援分と、省エネ分ということで補正をさせていただきまして、今回、1,800 万円を予算化できればということ考えております。

説明は以上であります。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 105 号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第4号 G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合にむけて、ジェンダー平等達成のために女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、6月定例会の総務常任委員会において、陳情人からの趣旨説明、質疑応答をし、その後の閉会中の継続審査としたところでございます。

今回は、陳情第4号について、各委員の意見、考えなどを伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。

意見、考えのある方は挙手願います。鈴木委員。

○鈴木委員 ジェンダー平等の達成のための、この意見書で、私、この前も言いましたように、この、いわゆる女性差別撤廃条約自体は、1985年に日本で批准したと。

その後、この女性差別撤廃条約選択議定書というのが、これを、いわゆる批准してくれということで陳情したと思うのですけれども、これは日本政府が、いわゆるこの日本の司法制度に外圧が加わることを嫌って、これをまだ批准していないということでありますけれども、それは多分県議会の、県議会のほうでも、そういう理由であると思うのですけれども、もし、県議会の不採択の理由がわかれば、ちょっとそこ、まあ、わかるか、わからないかだけ。

○藤田委員長 事務局から説明をお願いします。

○議会事務局 先ほどの鈴木委員の質疑に対してお答えいたします。

この陳情は、出された方が、栃木県議会と、宇都宮市議会、日光市議会、壬生町議会、そして鹿沼市議会に出されたということで確認をとっております。

その中で6月議会と、どこの議会も6月議会で一度は審査している状況でございますが、栃木県議会に関しては不採択の結論を出したと。

宇都宮市議会も不採択の結論を出した。

それで、日光市議会は鹿沼市と同じく継続審査ということになっております。

すみません、壬生町のほうはまだ確認はとっておりませんでした。

その中で、通常ですと、6月議会、9月議会というところで、その間の中で各市の議会だよりであったり、会議録が公開されて、確認ができるところであるのですけれども、栃木県議会については、まだそちらの情報が公開されていなかったため、結果のみしかわかっておりません。

宇都宮市議会に関しましては、議会中継を映像で出していましたので、そちらのほうを確認しましたところ、討論等が行われまして、「早く選択議定書を採択してほしいから、意見書を出したほうがいい」というような賛成討論であったり、反対討論のほうでありますと、「こういった条約であったり、条約に付随する選択議定書の採択に関しては、や

はり国のほうで慎重に審議した上で、国が決断を出すべきじゃないか」といったところで反対の討論があったところであります。

事務局で把握しているのは、以上の情報であります。

説明は以上です。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 よくわかりました。

先ほど私も言いましたように、日本の司法制度に外圧が加わることで、別にこれが、世界のね、公式な機関ではないのだと思いますので、その外圧が加わるのを嫌うということで、やはり日本政府の判断を、私は尊重したいと、また、栃木県議会や宇都宮市議会のそういう事例も見まして、まあ、私が聞いたところだと、日光市議会はやはり継続にして、今度の9月議会では、不採択にするような傾向だということは、ちょっと耳にはしましたけれども、本件については、私は不採択でいいと思います。

(「採択、不採択どっち、不採」と言う者あり)

○鈴木委員 不採択。

(「だよね」と言う者あり)

○鈴木委員 不採択ということで。

○藤田委員長 ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。大貫委員。

○大貫委員 私は、前は賛成の立場で採択していいだろうということでお話をさせていただきましたが、ジェンダー平等とか、その考え方というのは、今ややっぱり世界的な潮流になってきているのかなというふうに思うのですね。

確かに、アメリカは条約そのものを批准してないので、こちらの、選択議定書のほうも批准してないのですけれども、それ以外の先進諸国においては、多くのところで、ヨーロッパ諸国は採択をしているのですね。

これがやっぱり、全体的には世界的な潮流なのかなというふうに思っています。

それで、自国の司法に介入されるのではないかとということですが、世界的潮流に沿うことによって、合わせていくということがやっぱり国連からも求められているのかなというふうに思うので、「介入」と捉えるのか、その見方の問題なのかなというふうにも思います。

鹿沼市でも、パートナーシップ宣誓制度とか、いろいろそのジェンダー平等を、市としても取り組んできているところですから、そういう市からやっぱり国に対して働きかけていくというのは、必要なことなのではないかなというふうに思うので、私は、鹿沼市議会としても採択をして、意見書を出していくというのはよろしいのではないかなというふうには思います。

○藤田委員長 ほかに意見、考えのある方、よろしくお願ひします。館野委員。

○館野委員 館野です。

この意見書のほうは別に問題はないとは思いますが、市のほうでも進めていることですので。

しかし、この中身の、このG7というのはちょっと終わってしまった話なので、ちょっと状況的にどうかという、その時期的にです、終わったものを出すのという。

だから、逆にこの中身的には賛同はできる。

そうすると、逆にこの議会のほうでの、今後、これが採択になったときは、議員案として上がってくると思うので、新たにこの中身を、この委員会のほうから、議員案として出すのも手ではないかなと思います、ということも、それは委員長の判断、皆さんの判断もあると思いますので。

これはもう市でも進めている以上は、これが、まるっきりがよろしくないとは言い切れないですし、あとこの、もう終わってしまったことを、これをどういうふうに意見書として出すのかなというのは、ちょっとそれも疑問がありますから、結局この文面を変えて、もう委員会側での、委員長が議員案を出すようになるかもしれないですけども、そういう方法はあるのではないかなと思います。

○藤田委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、考えのある方いらっしゃいますか。

ないですか。

では、すみません、横尾委員、お願いします。

○横尾委員 これは難しい話で、ちょっと正直言って迷っています。

先ほど館野委員が言ったように、G7の男女共同参画部の中でのそういう取り組みの中から、そういうことで出てきた話なのかなというふうに思っていましたので、もう終わってしまったし、もう1回改めてね、という形の中で作り出すのも一つのことなのかなというふうに思うので、皆さんのご意見を聞いてと思って、今聞いています。

以上です。

○藤田委員長 はい、わかりました。

一応、よろしければ、皆さんのご意見を伺いたいのですけれども、佐藤委員、何か。

○佐藤委員 私は反対です。

このG7と言いますけれども、過ぎてしまったからどうということはないのですけれども、では、G7の中でだって、日本以外の6カ国というのは、全部元をたどっていけば、ローマ帝国までいってしまうのですよ、キリスト教のね。

そういう中で、もうそもそも文化が違う中で、それぞれの歴史的な、文化的背景を大事にした上で、世界の中で協力していこうとなると、「世界的潮流」云々というところは、採択する理由にはならないと思いますし、世界的潮流云々と言ったならば、共産主義とか、いわゆる左翼的な考えというのは間違っているというのが世界的潮流ですから、やっぱり社会を分断させていくような思惑や背景やら感じられる、こういった提案というものには賛成できませんし、もうあまりにも具体的な何かを改善するというのではなくて、包括的に男女平等云々というものを求めている中で、これを採択してしまうと、では「夫婦別姓も認めよう」とか、「女系の天皇を認めよう」とか、「戸籍法を廃止しよう」とか、あらゆる日本のもともと持っていた特性というものと、齟齬を果たしていってしまう可能性がありますので、こういう条例を、議定書を採択しなくても、個別の問題に関しては男女平等というのはできますし、では、それ推進しようと言っている人たちが、では自分の所属する組織でどれだけ男女平等をやっているかと言ったときに、まずそういった個別の男女平等なり、女性が、特段の今の日本の制度で不具合を感じているかというところ、そういったことを解決することなしに、分断していくような、日本の根本のあり方を否定するようなものというのは、自分の政治信条と所属する党籍において賛成で

きるものでありません。

以上です。

○藤田委員長 わかりました。

津久井委員、お願いします。

○津久井委員 私も不採択です。

というのは、やはり、こういう大きな問題を一市町村が言うことではないし、国のレベルだと私は思っております。

以上です。

○藤田委員長 では、次は大貫副委員長、お願いします。

○大貫副委員長 悩むところです。

私も採択すべきか、不採択にするべきかというところを悩みますと、やはり、市が今、進めている動向なんかを見ながら、うちのほうも、それで考えていったほうがいいのかなど。

それで、実際これ国レベルの話を今されているのと、女性差別撤廃条約選択議定書と言われても、女性のところの差別、そんなに私はあるとは思ってないのですよね。

それで、ジェンダー平等については、私は偏見もあるのだらうと思っております。

ですから、それを、そのみでの話であれば、ちょっと考える余地はあるのですが、全て含まれてしまうとちょっと、ちょっと一歩引いてしまうところがございます。

以上です。

○藤田委員長 ありがとうございます。

それでは、皆さんのご意見を伺ったところでございますが、陳情第4号について。

そのほかの、今皆さんのご意見を伺っていて、新しいご意見やお考えのある方いらっしゃいますか。館野委員。

○館野委員 その逆に、これとは別にその委員会、藤田委員長として出す、出さない、考えている、考えないかを、どうですか。

○藤田委員長 僕自身ですか。

○館野委員 そうそう、私さっきの。

○藤田委員長 委員長としては、正直私も迷っているところがありまして、ただ、今の佐藤委員からも意見があったのですけれども、その個別の細かいところ、そこまで含めて「委員長、どう考えてるんだ」と言われると、正直。

(「わからない」と言う者あり)

○藤田委員長 申し訳ありませんが、様々判断しかねるところがありますので。

(「うそばかりじゃない」と言う者あり)

○藤田委員長 なので、委員長として、これを出すというところ、ちょっと、申し訳ありませんが、今のところ自身はないので、難しいかなと今考えているところでございます。

申し訳ございません。

○館野委員 はい。

○藤田委員長 ほかにご意見のある方いらっしゃいますか。

(「自民党は反対でしょう」と言う者あり)

○藤田委員長 それでは、ご意見もないということで、陳情第4号について、採決を行い

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

○館野委員 ちょっともう一ついい。

○藤田委員長 館野委員。

○館野委員 あえてこのG7も載せるの、載せないの、その文面はどうするのです？

○藤田委員長 そうですね、このG7でということでの採決というところについて。

○館野委員 終わってしまったことなのですね。

○藤田委員長 まあ、そういうこともあります、はい。

何か確認は。大貫委員。

○大貫委員 でもあれでしょう、結局この趣旨を見て、どういう意見書を出すかというのは、決まれば、議会、この趣旨の意見書を出すか、出さないかということですね。

この文言そのまま採択しますとか、そういう話ではない。

(「そうするとちょっと趣旨が変わるように」と言う者あり)

○藤田委員長 では、事務局のほうからお願いします。

○議会事務局 今回の陳情に関しまして、これまでの陳情、意見書を出してくれという陳情なのですけれども、これまでは大体のパターンが意見書案、「こういう意見書でどうですか」ということで、意見書案がついていたところであります。

今回の陳情に関しては、意見書案がないというところで、趣旨としては、1に書いてあるとおり、「選択議定書の批准を求める意見書を出してください」という、そんなところですよ。

それで、陳情をお預かりした際に、「何か意見書案とかありますか」というようなことで確認しましたら、「全国の議会、県議会とか、市議会、町議会のほうで、いくつも出しているから、そういうのを参考にしてほしい」ということで、特に陳情提出者からは意見書の内容については何も申されなかったところあります。

そこで、意見書に関しましては、陳情とは、結果的には関係はしているのでしょうけれども、議会の権限で出すものになりますので、議会のほうで文面をつくって出すことができます。

陳情を採択した場合は、陳情の趣旨に沿って意見書を出すというようなところも、一つの考えでありますし、陳情を採択しなくても、意見書は出すことができます。

あくまで意見書を出すか、出さないかは議会の権限によるものなので、そこは、陳情とは切り離して考えても問題はないと思います。

説明は以上です。

○藤田委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様のご意見を踏まえまして、改めてお諮りしたいと思います。

陳情第4号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(「あ、採」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

(「採決をするのでは」と言う者あり)

○藤田委員長 不採択と採択。

(「危ない、危ない」と言う者あり)

○藤田委員長 もう一度行います。

陳情第4号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○藤田委員長 1名でございます。

では、挙手少数ということで、したがって、陳情第4号については、不採択とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回は任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

1年間にわたりまして、不慣れな運営でしたが、皆様のご協力のもと、務め上げることができたと思っております。

委員の皆様、そして、執行部の皆様のご協力に感謝申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○大貫副委員長 この1年間、執行部の皆様、そして、委員の皆様、ありがとうございました。

やはり不慣れですね。

初めて前回も委員長をやらせていただきましたが、今回副委員長ということで、少し気があれだったのですけれども、やはり、1年間、ありがとうございました。(拍手)

○藤田委員長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 11時00分)